

地方公務員災害補償基金とは

地方公務員の統一的な公務災害補償制度が確立したのは、昭和42年に**地方公務員災害補償法**が制定されてからのことです。そして、この法律によって、常勤の地方公務員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、被災職員の属する地方公共団体に代わって補償の実施にあたる専門的機関として設置された法人が「**地方公務員災害補償基金**」です。（基金は、平成15年10月地方公共団体が主体となって業務運営を行ういわゆる地方共同法人として新たにスタートしました。）

基金には、本部と支部があり、本部は東京都に、支部は各都道府県及び各指定都市に置かれています。公務災害・通勤災害の認定、各種補償の決定や実施といった具体的な事務処理は、それぞれの支部で行います。

京都府支部は、京都府庁の中にあり、京都市を除く京都府内の各地方公共団体等（府・市町村・一部事務組合等）の常勤職員4万6千人あまりを対象として公務災害の業務を行っていますが、基金の活動や補償の実施に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金でまかなわれています。

